

子宮頸がん予防ワクチン接種について

6月14日に開催された第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部 会安全対策調査会(合同会議)において、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種について、「副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」と結論づけられました。同日、都道府県知事あての勧告「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について」も発出されています。

本勧告では、市町村長は、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者又はその保護者に対し、「接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること」や、管内の医療機関に対しても、「ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で接種することを周知すること」を求めています。しかし、子宮頸がん予防ワクチンの有効性や安全性について様々な問題が指摘され、ワクチンの接種により深刻な副作用が起きているとして、接種の中止を求める声も広がっており、さらには、予防接種法の定めにより実施される定期接種のワクチンの推奨を控えるという異例の事態となった現状を踏まえれば、混乱も予想されます。対象者・保護者に対して、今後、一層の情報公開、情報提供に努めることが求められます。

厚生労働省の検討部会では、子宮頸がん予防ワクチンについて、任意接種時も含めて約2千件の副作用情報が寄せられており、2009年から今年3月末までに、子宮頸がんワクチンとの関連が疑われる重い副作用が357件起きていたことが報告されました。また、民間団体から報告された24の症例のうち17例については、医療機関や製薬会社から報告があがっていなかったといった事も明らかになっています。

国の合同会議においては、今後、早急に調査すべきとされた副反応症例について、可能な限り調査を実施した時点で、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であるとしていますが、評価作業の精度を高めるためにも、現在、報告されている副反応症例についてその症状も公開し、副反応が疑われる症例をきちんと収集していく取組みが必要であると考えます。

予防接種の実施主体は市町村ではありますが、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進補助事業」を実施してきた本県としても、県内市町村における子宮頸がん予防ワクチンの接種状況、接種後の副反応・副作用について、一層の情報収集に努め、情報公開を進める事が求められます。そこで、以下項目について知事に伺います。

1) 本県における子宮頸がん予防ワクチンの**接種者数、接種率等**接種状況、接種後の副反応報告数について、任意接種時も含め、その数字を示されたい。

2) 自治体が十分な説明を行えるよう、国に対して一層の情報公開を求めるべきである。また、副反応症例について確実に国に届く仕組みも必要である。今後の取組みについて伺う。